

# 不在者投票宣誓書兼請求書

[兼引き続き同一都道府県内に住所を有することの確認申請書]

私は、\_\_\_\_\_選挙の当日、  
次の不在者投票事由に該当する見込みであることを誓い、投票用紙及び投票用封筒  
の交付を請求します。

【不在者投票事由（該当する番号を○で囲んでください。）】

- 1 仕事、学業、その他( )に従事
- 2 用事、旅行、レジャー等のため、投票区の区域外又は他市区町村に外出・滞在
- 3 病気やけが、妊娠、身体障がい等により外出が困難
- 4 交通至難の島等に居住・滞在
- 5 住所移転のため他の市区町村に居住（備考欄及び注意事項の4をご覧ください。）
- 6 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

【↓選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会名を記入してください。】

(あて先) \_\_\_\_\_選挙管理委員会委員長

請求日 年 月 日

フリガナ 氏名	
生年月日	西暦・大正・昭和・平成 年 月 日
選挙人名簿に記載 されている住所	
連絡先電話番号	(日中連絡が取れる電話番号を記入してください。)
投票用紙等送付先 (マンション、アパート等は、部屋番号まで記入してください。)	
〒 _____	
備考	都道府県の選挙（知事・議員）の投票用紙等の交付の請求にあたり、公職選挙法施行令第50条第5項の規定に基づき、引き続き同一都道府県内に住所を有することの確認を申請します。 <input type="checkbox"/>

----- 選挙管理委員会処理欄 -----

交付日 到着日	・	・	請求方法	直・郵		投票区	ページ	番号	点字 船員
	・	・	交付方法	直・郵					
			送致方法	直・郵					

## 注意事項

- 1 この「不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入し、選挙人名簿登録地の選挙管理委員会へ直接又は郵便で提出してください。
  - ・ F A X、電子メールで提出することはできません。
- 2 選挙人名簿登録地の選挙管理委員会が、投票用紙等を「投票用紙等送付先」に送付します。封筒は開封せず、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に持参して投票してください。
  - ・ 投票場所や時間は滞在先の市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。
- 3 投票済投票用紙は滞在先の市区町村の選挙管理委員会から、選挙人名簿登録地の選挙管理委員会に送られます。
  - ・ 選挙人名簿登録地の選挙管理委員会に到達した投票用紙が選挙期日の午後 8 時までには投票所に送致されないと投票は無効になりますので、投票はなるべく早めをお願いします。
- 4 **不在者投票事由の 5（住所移転のため他の市区町村に居住）に該当する方へ**

選挙人名簿登録地から転出（住民票を異動）しても、転出先が同じ都道府県の区域内である場合は、都道府県の選挙（知事・議員）の投票をすることができます。（すでに転出先の市区町村の選挙人名簿に登録された場合は除きます。）

ただし、投票用紙等の請求にあたり、(1)引き続き同一都道府県内に住所を有する旨の証明書を提示するか、(2)選挙人名簿登録地の選挙管理委員会の委員長に対し、引き続き同一都道府県内に住所を有することの確認を申請する必要があります。

この「不在者投票宣誓書兼請求書」では備考欄の□に✓印を入れていただくことで、(2)の確認の申請をすることができます。

# 不在者投票宣誓書兼請求書

〔兼引き続き同一都道府県内に住所を有することの確認申請書〕

私は、\_\_\_\_\_選挙の当日、  
次の不在者投票事由に該当する見込みであることを誓い、投票用紙及び投票用封筒  
の交付を請求します。

【不在者投票事由（該当する番号を○で囲んでください。）】

- 1 仕事、学業、その他( )に従事
- 2 用事、旅行、レジャー等のため、投票区の区域外又は他市区町村に外出・滞在
- 3 病気やけが、妊娠、身体障がい等により外出が困難
- 4 交通至難の島等に居住・滞在
- 5 住所移転のため他の市区町村に居住（備考欄及び注意事項の4をご覧ください。）
- 6 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

【↓選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会名を記入してください。】

(あて先) \_\_\_\_\_選挙管理委員会委員長

請求日 年 月 日

フリガナ	○○○○ ○○○○ ○ ○ ○ ○
氏名	
生年月日	西暦・大正・昭和・平成 ○○年 ○○月 ○○日
選挙人名簿に記載されている住所	○○県○○市○○区○○町○-○-○
連絡先電話番号	(日中連絡が取れる電話番号を記入してください。) ○○○-○○○○-○○○○
投票用紙等送付先 (マンション、アパート等は、部屋番号まで記入してください。)	
〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○-○-○ ○○マンション第○○号室	
備考	都道府県の選挙(知事・議員)の投票用紙等の交付の請求にあたり、公職選挙法施行令第50条第5項の規定に基づき、引き続き同一都道府県内に住所を有することの確認を申請します。
	申請する <input checked="" type="checkbox"/>

----- 選挙管理委員会処理欄 -----

交付日	. .	請求方法	直・郵		投票区	ページ	番号	点字 船員
	到着日		. .					
		送致方法	直・郵					

## 注意事項

- 1 この「不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入し、選挙人名簿登録地の選挙管理委員会へ直接又は郵便で提出してください。
  - ・ F A X、電子メールで提出することはできません。
- 2 選挙人名簿登録地の選挙管理委員会が、投票用紙等を「投票用紙等送付先」に送付します。封筒は開封せず、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に持参して投票してください。
  - ・ 投票場所や時間は滞在先の市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。
- 3 投票済投票用紙は滞在先の市区町村の選挙管理委員会から、選挙人名簿登録地の選挙管理委員会に送られます。
  - ・ 選挙人名簿登録地の選挙管理委員会に到達した投票用紙が選挙期日の午後 8 時までに投票所に送致されないと投票は無効になりますので、投票はなるべく早めをお願いします。
- 4 **不在者投票事由の 5（住所移転のため他の市区町村に居住）に該当する方へ**

選挙人名簿登録地から転出（住民票を異動）しても、転出先が同じ都道府県の区域内である場合は、都道府県の選挙（知事・議員）の投票をすることができます。（すでに転出先の市区町村の選挙人名簿に登録された場合は除きます。）

ただし、投票用紙等の請求にあたり、(1)引き続き同一都道府県内に住所を有する旨の証明書を提示するか、(2)選挙人名簿登録地の選挙管理委員会の委員長に対し、引き続き同一都道府県内に住所を有することの確認を申請する必要があります。

この「不在者投票宣誓書兼請求書」では備考欄の□に✓印を入れていただくことで、(2)の確認の申請をすることができます。